⑩　株式会社アクセスに係る虚偽有価証券報告書提出事件

【平成20年６月16日告発、平成24年12月25日判決（神戸地裁）】

平成24年12月25日、神戸地方裁判所は、本件会社の４期連続の赤字決算を避けたいなどの理由から、被告人Ａ（当該会社代表取締役）は、主要な取締役等と意思を通じ合い、取引先に協力を得て本来その事業年度には計上できない売上げを計上するなどし、業績が黒字に回復したかのように装ったものであって、その犯行は、会社ぐるみの組織的犯行であり、一般投資家の判断を誤らせ上場株式の公正な取引秩序を害する犯行であるとして、同時に審理された会社法違反（特別背任）の事実と併せて、被告人Ａに、懲役３年（執行猶予５年）、罰金1,500万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

（上記被告人Ａと同時に起訴された被告会社と被告人Ｂ（当該会社取締役）については、いずれも一審において有罪判決確定）

⑪　プロデュース株式会社に係る公認会計士関与の新規上場時有価証券届出書を含む虚偽有価証券報告書等提出事件

【平成21年４月28日告発、平成25年１月11日判決（東京高裁）】

平成24年１月30日、さいたま地方裁判所は、被告人（公認会計士）に、懲役３年６月（実刑）を言い渡し、被告人は控訴した。

平成25年１月11日、東京高等裁判所は、組織的で計画的かつ巧妙な犯行といえ、多くの投資者に損失を被らせており、虚偽の情報によって証券市場の公正さを害し、これに対する投資者の信頼を毀損して証券市場制度の根幹を揺るがした本件の結果は、誠に重大である上、被告人は、専門知識を悪用し、粉飾の手法を教え、時には自らも不正な会計処理を実行したりする中で、本件会社の監査責任者であったにもかかわらず、引き続き粉飾やその隠蔽に協力し、その結果作成された内容虚偽の財務諸表に無限定適正意見を表明した監査報告書を作成するなどして、本件の遂行に尽力しており、その役割は重要かつ不可欠であり、加えて、原審の公判以降、自己の刑事責任を免れるべく不合理な弁解に終始しており、反省の態度は認められず、さらに、監査及び会計の専門家として、独立した立場で、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図るという使命を放棄し、公認会計士に対する社会的信用を傷付けた点も、厳しい非難に値することから、被告人の刑事責任は相当に重いというべきであることなどから、本件が刑の執行を猶予すべき事案であるとは認められず、原判決の量刑が刑期の点でも重すぎて不当であるとはいえないとして、被告人の控訴を棄却した。

被告人は上告し、現在、最高裁判所において公判係属中である。

⑫　福岡在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件

【平成23年８月５日告発、平成25年１月25日判決（福岡高裁）】

平成24年５月14日、福岡地方裁判所は、被告人に、懲役３年（実刑）、罰金300万円、追徴金約１億8,695万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。

平成25年１月25日、福岡高等裁判所は、本件は、被告人が詐欺等の手段を用いて多数の証券会社に多数の借名口座を設けて、その一部を用いて繰り返し行った相場操縦と、不正な取引による莫大な不正な利得の入手、その犯罪収益等の仮装の一連の犯罪からなり、いずれも大胆で悪質であり、ほぼ確実に一般投資家の判断を誤らせるに足りる板情報を提供して人為的に株価を高値につり上げる相場操縦手法は、証券市場における自由かつ公正な価格形成を大きく阻害しており、これに加え、証券会社の度重なる警告・注意、更に取引停止処分までも無視して、知人等を協力者に仕立てて借名口座で不正取引を継続することを企図し実行してきたなどの事情を総合考慮すれば、情状は極めて悪く、刑期の点も含めて１審判決が懲役３年の実刑に処したのもまことにやむを得ないものをいわざるを得ないなどとして、被告人の控訴を棄却し、同判決は確定した。

第４　今後の課題

犯則事件の調査においては、市場を取り巻く環境変化に柔軟かつ機敏に対応し、市場監視の実効性の向上を図るべく、以下のような課題に取り組んでいく。

こうした取組みを通じて、証券監視委が悪質な犯則事件を迅速に告発していくことにより、一般投資家や市場関係者等に対して早期に警鐘を鳴らし、同種の事件の再発の抑止に努めることとしている。

⑴　不公正ファイナンス等、発行・流通両市場にまたがる複雑・悪質な複合事案への取組み

証券監視委は、第７期活動方針（平成23年１月18日公表）において、引き続き発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を重点施策として掲げ、不公正ファイナンスをはじめ、発行・流通両市場にまたがる複雑・悪質な複合事案の摘発に強力に取り組んでいくこととしている（附属資料２－６－３参照）。

これを受け、平成24年度においては、株式会社セイクレストに係る偽計事件の告発を行った。本件では、平成22年３月期決算において債務超過になれば、自社の株券が上場廃止となる状況にあったことから、会社代表者と資金調達を請け負ったコンサルタントが共謀し、出資価額に相当する価値のない不動産の現物出資を含む第三者割当増資を行い、虚偽の公表を行ったもので、現物出資制度を悪用した不公正ファイナンス事案である。

証券監視委としては、引き続き不公正ファイナンスについて、柔軟かつ広い視野をもって監視を行い、悪質な事案に対しては偽計を活用し、摘発に努めていくこととしている。

⑵　幅広い犯則類型に対する監視

市場の公正を害する犯則行為には、上記⑴の不公正ファイナンス等以外にも、内部者取引、相場操縦、虚偽有価証券報告書等提出（粉飾決算）などの類型があるが、いずれも複雑化・巧妙化している。証券監視委としては、これらの犯則類型に幅広く取り組み、効果的・効率的な市場監視に努めることとしている。

①　内部者取引事案への取組み

課徴金納付命令に係る勧告事案も含め、証券監視委が摘発した内部者取引事案の最近の特徴として、公開買付け（ＴＯＢ）等の企業買収（Ｍ＆Ａ）に関連した事案、第一次情報受領者による事案、及び高い職業倫理が求められる者が違反行為者若しくは情報伝達者となる事案が目立っている。また、近年、ビジネスモデルの転換・多様化やグローバルな競争の激化等を背景として、上場企業による公募増資や第三者割当増資による資本充実や、マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）等による非上場化といった様々な動きが見られるが、これらの背後に内部者取引が行われるリスクが潜在しているものとみられる。

証券監視委としては、引き続き重要事実公表前のタイミングの良い取引など内部者取引が疑われる取引の監視に注力するとともに、上記のような内部者取引に係る最近の傾向やリスクにも留意して市場監視を行っていくこととする。また、犯則事件の調査の過程で判明した問題点や告発した事件の特徴・意義については、必要に応じ、自主規制機関、上場会社、関係業界等にフィードバックすることなどにより、内部者取引の発生防止に努めていくこととしている。

②　相場操縦事案への取組み

最近の相場操縦事案には、個人のデイトレーダーによるネット取引を利用した「見せ玉」等の手法によるものと、いわゆる仕手筋により組織的に行われるものとの２つの大きな流れがあるが、証券監視委は、取引所とも連携し、問題事例の早期把握に努め、いずれの相場操縦についても、引き続き監視に万全を期すこととしている。

③　粉飾事案への取組み

証券監視委としては、引き続き上場企業の決算情報等の分析・検討に努め、投資者を欺く悪質な粉飾事件の摘発をタイムリーに行い、粉飾の責任を問うべき者については、会社の内外を問わず告発の対象としていくこととしている。

また、粉飾は経営不振企業に多い犯則行為であり、それらの企業は資金繰りに逼迫し、不公正ファイナンスを行うリスクも高いので、粉飾事案については、不公正ファイナンスに対する監視と合わせて、複合的な観点から取り組んでいくこととしている。